

Title	熾仁親王行實の編修を畢りて
Sub Title	
Author	武田, 勝藏(Takeda, Katsuzo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1929
Jtitle	史学 Vol.8, No.3 (1929. 11) ,p.61(383)- 83(405)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19291100-0061

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

熾仁親王行實の編修を畢りて

熾仁親王と云へば、何人も直に東征大總督宮かと首肯する程、沿く人口に膾炙され、幕末明治に於ける其の御偉勳丕績は實に赫々として青史に炳耀して居る。親王薨去せられし後、數年にして御事歴を編修せし『熾仁親王行實』十五卷の上梓を見たるも、其の部數は僅に數十であつた。余等、曩に有栖川宮より親王の弟宮たる威^{タケ}仁親王の御事歴を調査して『威仁親王行實』の編修を命ぜられ、同宮廢絶後、其の祭祀を御繼承の高松宮於かれて大正十五年五月、右完成の行實上下二卷を梓に壽して世に公にせられた。次いで昭和二年に及び、同宮には、更に前記熾仁親王行實を改編し、且つ進んで有栖川宮始祖好仁親王以下歴世並に妃・王子女の御事歴を考覈し、以て有栖川宮全行實を完成すべき旨を命ぜらるに至つた。因つて先づ同年三月より熾仁親王行實の編修に着手し、爾來二ヶ年にして稿本を完成し、本年八月、上下二卷(千餘頁)の印刷を畢りて公にせられたのである。今次、上梓の行實は舊行實の事機密に涉るに因り、各方面の枝梧を考慮して、或は直言を避け、或は故らに省略したと覺えるものも、今日に至りて

熾仁親王行實の編修を畢りて(武田)

特に忌諱の必要なきものは悉く補入し、又維新前後並に明治時代の史實に關する既出の成書は概ね之を涉獵参考して、面目を一新するに至つた。

次に新行實中特記すべき條々の若干を摘錄して親王の御功勳を偲び奉つる資に供せむと思ふ。

親王は諱を熾タル仁、初め歡宮ヨシと稱し、有栖川宮御第八代熾タカ仁親王の第一王子、嫡母は御息所廣子二條齊信の女名は祐子祐子にして、天保六年二月十九日卯上刻を以て京都本邸に誕生せられた。嘉永元年十月十八日先帝(仁孝天皇)御猶子となり、二年二月十六日親王宣下あつて名を熾仁と賜はつに。蓋し熾の字は毛詩の『俾爾昌而熾、俾爾壽而富』等に因り取りたるもので、三月十五日元服の儀を行はれ、即日家例によりて大宰帥に任官、翌十六日三品宣下があつた。

安政四年の末、幕府は米國に迫られて、通商條約に關する交渉を開始せむとて、大學頭林鶴・目付津田正路を遣して内外の事情を奏上し、翌五年二月老中堀田正睦上洛して刻下の形勢を説き、更に條約締結の止むを得ざる次第を奏上縷述し、必ず勅許を拜し度き旨を懇請した。然るに廷臣中、攘夷・佐幕に分かれて騒状甚しく、叡慮を惱し奉つこと多きを以て、橋本實梁に面し、内々通商條約書案を一覽して深く憂慮せられた。次いで三月勅答案に關して久我建通は大原重徳・岩倉具視と共に公卿列參を謀り、遂に參内して諫疏を上り、又關白九條尙忠に勅答案の改訂を迫りし等を聞き親王は憂慮の餘り當時皇族は朝議に參與し得ざる制なるにも係はらず侍臣中最も信任ありし諸大夫豊島泰盛竝に家來無席飯田忠彦と

謀りて、自ら條約締結の害を論じ、外賊撃攘を陳じたる一通の建白書を認めて武家傳奏廣橋胤保まで呈出せられた。一方幕府に於ては曩に上洛の正睦は滯京二ヶ月に及びたるも其の目的を達せず空しく歸府し米使には屢々嚴重なる催促を受けて全く進退窮したる餘り、刻下の難關切抜けのため四月、有爲果斷の聞えある井伊直弼を擧げて大老となした。直弼は阿片戦争に於ける清國の慘状に鑑み、彼の覆轍を踏まむことを憂慮し、國難を未前に防ぐ一策として六月遂に勅許を待たず條約を調印せしめた。仍つてこれと略ぼ同時に衆議を排して斷行せし幼主家茂擁立問題と共に彼に對する世論非難は愈々、囂々たるにより、直弼は意を決し水戸家密勅降下を機として、所謂安政大獄を起した。この大獄の起るや、水戸家と御親縁なる當宮上下はかねて幕府の警戒する所なりしを以て、親王に對する一種の威嚇政策として、十二月前記泰盛・忠彦の兩名を京都町奉行所に召喚して尋問の末、忠彦を江戸に護送して吟味數回に及び、親王の前記攘夷建白書に加筆せし罪狀を以て、一先づ歸洛の上、百ヶ日の謹慎を命ぜられた。忠彦は即ち野史の著者にして天保五年以來父宮輶仁親王に奉仕し、其の間、かねて志望たる野史編纂に從事して、京洛附近は勿論のこと遠く關左等に赴いて巨刹秘閣に史料を訪ね、嘉永四年春、後小松天皇より仁孝天皇に至る二十一代四百餘年間の史實を編述した。米艦來舶以後は尊王の大義を唱道して志士輩と往來し、安政五年以來當宮の世子たる親王の几案に候し、忠彦の我が國體に關する進講は如何に青春の血潮に漲る親王の胸中を動盪せしめしか、又親王の前記建白書呈出の因も亦たこゝに在りし事は言を俟ないので

穢仁親王行實の編修を畢りて（武田）

ある。されば忠彦泰盛兩名の町奉行所に召し出さるや、親王の御物見より其の後姿を目送せられて黯然として御落涙ありしと云ふ。翌年十一月忠彦が一族生田盛衛に與へし書狀中、左の一節を見れば、君臣の温情のいがばかり深かりしかと臆想し得られるのである。

去冬中、奉行所へ出候節、若宮様御物見ヨリ御覽、御落涙被遊候由承リ、心魂ニ徹シテ難有、君臣御合體之場ニ逢ヒ、慶長庚子之度、鳥居彦右衛門、伏見城ニテ討死之由被聞召、東照公小山之御陣ヨリ西ノ方へ御向被遊、暫ク御落涙被遊候ト申ス事、慶長記ニ載セテ有之、時節ハ違ヒ候へ共、此君有ツテ此臣有リト、乍不及、身命を拠チテ此君へ微忠ヲ盡シ度存念ニ御座候。

萬延元年三月櫻田の變起るや、忠彦は再び嫌疑を蒙りて五月十四日伏見町奉行所に繯縄の身となり、次いで宿預となるや、憤懣の餘、二十二日暮に自殺を企て翌日遂に逝つた。年六十三。明治二十四年從四位を贈らる。後年、

長島文彦、親王の御恩召を以てその祀を承ぐこととなり、又、明治十四年遺著野史の印行せらるゝに當り、親王は特に序を手書して下賜せられしは、實に如上の深き御縁故に因りしものと拜する。右親王の攘夷建白書並に忠彦の事蹟に關しては本誌第三卷第三號「有栖川宮と飯田忠彦」と題する拙稿あれば參看せられ度い。

同年八月親王の御一身上悲しむ可き事件突發した。これ即ち皇妹和宮親王内の御婚約御見合の一事である。これより先嘉永四年七月和宮降嫁の内旨を賜ひ、爾來只管御成婚の日を待ち明年頃には其の運びに至るべしとの噂ありし程なるに、突如としてかかる始末に至りしは、即ち全く幕府の公武合體の窮屈に

基因せることにして、これ等は周知の事なれば其の経過に付きては省略するも、兩宮の御心情の程拜察すべきである。

文久二年閏八月十八日父宮と共に攘夷の儀に關して、勅問を拜せられた。これ即ち、去五月島津久光は別勅使大原重徳の警固として東下し、且、専ら公武間に周旋し、其の歸途（八月二十一日）所謂『生麥事件』を惹起せしめ重大なる國際問題となりて日英間の紛擾を極めむとするに至りしを以て、畏くも宸襟を深く惱ませ給ひて、如上の御沙汰に及びしものと拜す。二十日父宮と共に左の奉答を上られた。

今般就夷狄跋扈、所存被尋下、謹而承候、抑先年從關東言上候亞夷一件條約書申願、一覽之上被惱宸襟候段、恐懼無限、國家之大事ヲ不忍坐視、去戊午年三月令言上候存意、到當時聊變心無之、何卒國內人心一致之上、速ニ攘夷有之蠻夷之害ヲ除去候得者、神州一體之人望ニモ相叶、彌以皇威萬國ニ照耀シ、永世平穩ト奉存上候、謹言

三年三月十一日攘夷御祈願として賀茂社に、四月十一日同じく石清水八幡宮に行幸の節は、何れも先着して供奉せられ、この兩度行幸に皇族の供奉せられしは親王一人のみにて、御信任の厚きことを歎見すべきである。次いで八月十三日大和國行幸を仰せ出されし時も、先例の如く御先着志望の願書を提出せられて居る。

同月十六日、突然に西國鎮撫使に補せらる。同使は最初、青蓮院宮尊融入道親王中川宮、後の久通宮朝彦親王に御沙

汰ありしが辭退せられしに因り改めて親王に命ぜられしものにして、その用務に就いては或は五月十日攘夷決行に際し、小倉藩の外艦破撃を行はざりし違勅を問責するが爲めと云ひ、或は關西を以て討幕軍の根據地にせむが爲めと稱せられしも、其の實、別に根本理由の存せしものの如く思惟せられる。これ等に關して當時の議奏たりし長谷信篤子爵が後年語るところに據れば『大和行幸に關しては、討幕佐幕の兩派に分れ、前者はこれに因つて攘夷の決行を幕府に責めむとし、後者はこれを輕舉無謀と爲し、論難攻撃互に相屈せず。その時中川宮は急進の説を喜ばれざりしを以て、討幕派はものが計畫の阻害せられむことを憂ひ、鎮西鎮撫を名とし、これを京外に遠ざけむとし、先づ其命を同宮に傳へられしに、いつしか佐幕派に偵知せられ、中川宮も辭退せられしかば、止むを得ず表面上なほ前議を續け、こゝに意外にも親王の任命を見るに至りしなり』と、こは恐らく其の眞相に近きものであらう。

前記大和行幸の議は長州藩主毛利慶親を盟主とせる眞木和泉守臣等志士の討幕計畫にして、之に對して最も不快の念を懷けるは薩州藩にして、若し如上の計畫の遂行せらるゝ時は、施政の實權は長州藩及び其の同志の公卿堂上等に掌握せらるゝは當然の理にして、これは實に薩州藩等の袖手傍観する能はざる所にて、其の妨害運動は中川宮を中心として、祕密にしかも極めて迅速に行はれた、之れ即ち『八月十八日の政變』と稱せらるゝものにして、中川宮は聖旨を奉じて、夷狄親征は全く叡慮に反するを以て、大和行幸は延引せられる旨を傳宣して、長州藩の警衛は免ぜられた。因つて翌日親王は西國鎮撫使を免

せらるゝに至つた。其後、九月一日攘夷別勅使として東下し、篤と幕府の實況を監察すべき旨の御沙汰を拜せられたるが、これは去月行幸延引は仰せ出されしも、攘夷の叡慮は毫も替らせ給はざる旨新に勅命を下されしにより、公卿中、中山忠能等は切りに攘夷論を唱へ、在京の池田慶徳等連署して監察使を關東に派遣し鎮港を幕府に嚴達すべきことを建白し、徳川慶喜も同使の下向を内願せしによりて上記の事に及んだるのである。然るに老中酒井忠績上洛し、又將軍家茂も親書を上りて攘夷の遅延を陳謝し、且既に横濱鎖港の談判も開始せしに因り徳川慶勝等上書して同使の東下の猶豫を奏請せしに依り、翌月親王に東下猶豫の御沙汰があるに至つた。

十二月二十一日諸大夫栗津義風、侍前川茂行に旨を含めて長州藩主父子の使者として、朝廷に上る奉勅始末書並に取調書を携帶して伏見まで東上せし家老井原主計に書を贈りて、刻下の情勢にては到底其の使命を全うし難き旨を諭告せられ、又翌四年○元治元年正月六日更に親書を藩主に賜うた。この親書の内容は不明なるも存留の諸大夫と家老との書面によりて、長州藩の失意の地位に在るに同情して専らこれを慰藉し、他日の雄飛を期せられしものなることが推察せられ得る。

五月九日父宮と共に國事御用掛を仰せ付けられて、爾後、頻々と御評議に列席せられた。

當時、長州藩は頻りに其の冤を辯疏し、且、入京を歎願せしが、幕議却つて追討に決せるを聞知し、俄然、その態度を變じ干戈に訴へて所謂薩賊會奸の勢力を輦轂の下より一掃し、政變以前の狀に復歸せ

むことを企圖した。然るに六月池田屋騒動の突發し、其の情報長州に達するや、同藩にては一刻も猶豫すべきに非ずとなし藩兵續々と東上し、伏見・嵯峨・山崎に駐屯して、哀願書を上りしも、猶ほ許されず、却つて撤兵を促がせられ、又七月十七日朝議の結果は薩會二藩の建議を入れて追討と決した。こゝに於て長州藩も之を察知し、十九日明夜より進軍と決し、十八日三家老連署して松平容保誅伐の表を上り、又當宮を始め從來同情を寄する公卿等に其の書を投じて聲援を求めた。この夕親王は右投書を得て急に參内し、長州藩の歎願を聽し、容保の參内停止を奏上せしに、鷹司前關白等も左袒の色ありしが、同じく急を聞き参内の中川宮及び慶喜・容保等烈しく之に反対し、辯難攻撃未だ止まざるに砲聲早くも聞こゑしを以て、慶喜は伏奏して追討の宸斷を拜した。長州藩兵は十九日未明宮門に迫りしが、遂に利あらず大敗し、空しく犯闕の汚名を得るに至つた。これ即ち世に云ふ蛤御門の戦である。この企畫は福原越後より國司信濃に贈りし書狀等に因れば、長州藩が加・因・備三藩の力を借り親王を擁して、曩に薩州藩が中川宮を擁して行へる八月政變の故轍を踐まむとせしことは容易に推察せられ、親王も亦長州藩の勢力回復を待つて、内は朝政を革新し、外は諸藩を威壓し、以て共に尊攘の素志を貫徹せむことを期せられしものゝ如く拜察せられる。後年、河田景與子爵の談に『騒亂以前數ば建議するものありしが、十九日の暴動にてすべて水泡に歸したり。四五日後かと覺ゆれど、烏丸光徳・平松時厚・五條爲榮の三卿等、同意の上親王を因州に移し奉り、尊王の諸藩と氣脈を通じて大に爲すところあらむと欲し、竊に此

由を言上せしに親王の仰には、今後の變豫め測られざるも、輦轂より一步も離れず、あくまで尊王に盡す決心なりとの御答なりしかば、その儘沙汰止みとなりぬ』と。この變後、二十七日親王父子は國事御用掛を免じ、且、長州藩に荷擔せしものと目せらるゝ鷹司政熙等と共に參朝他行竝に他人面會を嚴禁せられ、更に八月二十四日・九月一日の兩度綾小路有長・八條言祐兩人參邸し、この變事に關して嚴しく尋問し、兩宮は答辯書を呈出せられた。

親王の幽閉は凡そ三年、その間、もとより謹慎を旨とせられしが、一日たりとも國事を懷に忘れず、毎に僧裝を爲し、或は早晨或は夜中に同志の者と隱僻の處に會合して時務を討議せられた。これ等は世に知られざるところにして、その當時御使用の直綾（さきまつ）（僧衣の一種にして衣と裳とを合せたもの）頭巾は久く記念として御保存あり、先年同宮より東京帝室博物館に寄贈せられた。

慶應二年十二月二十五日孝明天皇には王政復古の業將に其の緒に就かむとして、俄に崩御あらせられ、翌三年正月九日明治天皇踐祚の儀を行はせらる。この時朝廷にては岩倉具視等の勸説に因り古例に倣ひて大赦を仰せ出され、親王は父宮と共に幽閉を釋され、二十五日勅使庭田重胤、親王の假寓（輪王寺里坊）に臨みて其の勅旨を宣して居る。

當時幕府は、外は國交上の失策を重ね、内は連りに長州征伐に失敗し、積威全く地に墜ちて殆んど收拾すべからざるの窮地に陥入りたるに因り、將軍慶喜は早くも時勢を洞察して政權の奉還を決意し、徐

に其の期を待ちたるに、この年十月山内豊信の建議を期として、十四日上表を闕下に捧呈した。この日親王は聖上御習字師範として參内中に付き、直に父宮と共に御評議に參加を仰せ出された。翌十五日慶喜に上表勅許の御沙汰ありて建久以來の武家政治は全く瓦解し去り、再び御親政の端緒を開きたるのである。因つて十七日父宮と共に國事御用掛に復任せられ、爾後屢御評議に列せらるゝに至つた。

十一月九日親王は『所勞中にも押して出仕せよ』との内諭を拜し、直に參内の所、聖上御學問所に出御、王政復古を諭告し給ひ、親王は總裁を仰せ出された。こは聖上御信任の淺からざるに因るも、亦た以て親王の御勢望高かりしを拜察すべきである。この夜小御所に於ては、復古後第一の廟議は開かれ聖上、同上段の間に臨御、總裁たる親王以下議定參與中段の間に列座し、五藩の諸士等は下段の間へ居並び森嚴の氣覺えず人をして肅然たらしたのである。この會議は世に『小御所會議』と稱して、維新史上特筆せらるゝ一大史實に其の模様は何人も知るところなれば省略して置く。慶喜はこの會議の議決によりて辭官納地を命ぜられしも人心の動搖を慮りて暫時の猶豫を請ひ、次いで下阪し、二十二日親王に書を送つて下阪以來部下を鎮撫せし實狀を具陳し密かに朝議の情況を奉伺し、且、親王の助勢を懇望せしが、親王は遂に之に答へられなかつた。

明治元年正月三日阪下の慶喜は、去月二十五日江戸薩藩邸燒討の報を得て、遂に討薩を決意し君側の姦を除かむとて京都に向つて進軍したるに、却つて鳥羽伏見に於て大敗し、朝敵の汚名を得たるに因り、

六日大阪を出て歸府した。こゝに於て朝議は東征と決し、九日夕親王に東征大總督たるべき御沙汰があつた。親王は中表の親ある慶喜の輕舉の端なくも宸襟を惱まし奉りしを深く恐懼し、親ら進んで今次征討の責任者たらむことを内請せられたるものにて、家臣山本邦保の覺書中に

岩倉殿ニ拜謁相願、大總督御拜命之儀御沙汰ニ相成ラサル時ハ、宮ハ其儘御遁世ヲモ可被遊哉之御決

心ニ被伺候間、御配慮ノ議奉願候旨上申セシニ云々。

又平和の裡に事局を解決し、慶喜の眞意の程を推察して其の助命を嘆願せむとの思召も、この際すでに存せしものゝ如く拜察せらる。

十五日愈々東征進發に付き御暇乞として參内し御學問所に召されて拜謁、錦旗・節刀を拜受し『今度征東軍務委任之間、速に可奏掃攘之功』てふ勅語を賜ひ、宣秋門より出て、諸軍を率ゐて進發せられた。

猶ほ、是日内外の時事に關する建白書をば上られて居る。三月五日駿府城に着、四月八日まで滯陣せられた。其の間、輪王寺宮公現入道親王後北白川宮能久親王は遙々來府して親王に慶喜の一意恭順毫も他意なきを具陳し、その寛宥を歎願せられしに因り、親王は慶喜に篤と親諭ありて一日も早く謝罪の實效を擧ぐべき旨を諭示せられた。又英國公使、東西調和の策を齎して來謁すべしとの報を傳ふるものありて、陣中痛く動搖、物議紛々を極むるに因り參謀をして諭告せしめられしも、騷擾なほ止まず、攘夷論者たる諸隊長中には内々牒し合せて同公使を引見なき様に強請を謀り、又謀畫詭祕、事態測られざるものあるを隨

從の北畠治房より開かれ、四月一日其の渠魁二十餘名を召して、左の一文を御染筆あつて、墨痕未だ乾かざるを治房に授け、治房は之を拜授し諸士の面前にて聲高に朗讀教示せしに因り一同深く親王の思召に感じ、爾後陣中靜肅に歸したと云ふ。

今般英國公使面謁之事申來、其情實雖不分明、先月遂參朝候事故、今更於當府相拒候節ハ、却而叡慮ニモ相悖、且賊徒未平之折柄、不慮之變モ可出來哉、不容易一大事件、深致苦慮、不得止事、令得其意候、就而者面會之節竝碇泊中共堅固相守、決而動搖無之様一同相心得、予ノ深志ヲ汲取、粗暴之振舞無之様相頼候事

親王滯陣中、參謀西郷隆盛は江戸に至りて勝安房と會見して江戸處分案を決し、次いで親王の旨を奉じて西上し、其の朝裁を得て四月四日江戸城池の授受を畢りたるにより、八日親王は駿府を發し十四日着府、二十一日入城し、こゝに於て江戸城は改めて大總督府として關左に號令する軍府となつたのである。

親王滯府の間、ひたすら幕臣の危懼動搖を鎮撫し、徳川氏の宗祀相續に關しては特別の御配慮があつた。又五月十五日には意を決して上野屯集の彰義隊を擊破せしめ、十九日江戸鎮臺及び會津征伐大總督に兼補せられ、次いで七月二十七日には鎮臺事務の兼掌を罷め、更に關東一切の軍事を委任せられた。九月二十二日會津落城し、十月十三日の聖上御着京に付き錦旗兵仗を具して品川に奉迎せらる。是日左の御詠があつた。

武藏野にかはねさらさむと思ひしをみゆきかしこくあふくけふ哉
二十三日上表して東北平定の狀を具して大任を解かれむことを奏請し、十一月二日愈々錦旗節刀を奉還
し、且、賜暇を奏請せし處、左の感賞の御宸翰を親受せられた。

春來軍務委任之處、能く衆議を容れ、畫策籌謀、其宜を得、東北速に平定之功を奏段、令感賞候事
仍つて五日發程、二十五日京都に凱旋あらせられた。

六月二日征東の功に因りて世祿千二百石を賜はり、七月十二日父宮と共に上表して從來の官名の有名無
實に付き返上を請はれた。十一月十五日思召に因りて上京せらる。三年二月十六日水戸齊昭女貞子姫と
結婚の儀を行はせられて佳氣歡聲邸に満ちた。四月三日兵部卿に任せられ、十一月二十日上書して賞祿
全額官祿半額を還納して人材登用の資に充てむことを請はれたるも廷議これを允さなかつた。

四年六月二十五日兵部卿を免ぜられ、七月二日福岡藩知事に任せられた。數日前廟堂の重鎮たる兵部
卿を免ぜられ、今他に比類なき一個の地方官たる藩知事に更任ありしは意外の感なきにあらざるも、こ
はもとより貶謫に非ずして全く御威徳の然らしめしものと謂ふべきである。即ちこの頃各藩は幕末以來
窮迫を極めたる財政救濟の一策として内々盛に贋貨の製造を行ひしに、こは外國貿易上に重大なる影響
あるに因り、政府は外國公使等より其の取締に關して嚴重なる抗議を受け、屢ば法令を頒布して之れを
嚴禁せしも遂に止まない。因つて三年八月提封五十二萬石鎮西の重藩たる福岡藩の事實發見を以て斷乎

たる處置に出で其の藩知事を免官し 閉門を命じ關係者一同嚴罰に處した。かくの如く峻厳なる裁斷は類例少く、全く新政府が勢威を宣揚し秋霜烈日凜として犯すべからざる判決の實例を公示せし所以に外ならない。因つて藩士中には悲慨の餘、萬一城池にして他藩の掌中に落つることあらば、一同城を枕に討死するの外なしと、士民の動搖殊に甚しかつた。こゝに於て廷議は皇族中にて最も勢望高き我が親王に同藩知事たらむことを懇請せしに、親王は刻下の事情を推察し、進んで上任せらることとなり、翌三日輕装にて發程十日博多に着、千代松原に上陸し崇福寺に館せられ、十一日入城、爾後藩内の鎮定慰撫に務められた。猶、藩士中には囊に戊辰の役に於て親王の麾下として其の御丰容を景仰せしもの多ければ一同深く恭順の意を表し、藩内立ちどころに靜謐に歸するに至つた。十五日廢藩置縣に因りて縣知事に更任、二十五日父宮の致仕勅許に因りて爾後家事を統べさせらるゝ事となつた。十一月十四日諸縣の廢置並に官制改定に因りて福岡縣令に更任せられた。

翌五年元旦を任地にて迎へられて、左の御詠がある。

ひなにてもあふく恵にかはらしなひらけ行く世のはるにあひつ
二十日東京より非常急便到着して妃貞子の訃を傳へた。昨年七月三日御赴任の御別離は圖らずも、こゝに今生の御永訣となり御愁嘆の程察すだに傷ましい。この時、親王手向の御歌の一に、

去年の秋旅たつときを空蟬の世のわかれとはおもはさりしを

親王御赴任以來已に半歳に亘るを以て、管内の治績實況の視察として二月四日より二十九日に亘りて巡回せられ、次いで三月一日福岡出立、十八日歸京せられた。四月三日參內福岡縣令を免ぜられ、在職中の功績を賞して物を賜はれた。

六年六月二十三日舊新發田藩主溝口直博女董子^{ダッ}を迎へて繼妃とせらる。

八年四月左右兩院を廢して新に元老大審兩院を置き、且つ地方官會議を開く旨を宣られしに因り、七月二日親王は其の議官に任じ、特に其の最上席に列するの御沙汰があつた。當時左大臣島津久光は舉世、心を洋風に驚せて我が美風善政將に蕩然として地を掃はむとするを慨嘆し、夙に流弊を矯正せむとする志ありて封事を奉りしに、これに反して參議板垣退助等は歐米諸國の民權自由説を鼓吹して民選議院を開設せむことを提唱し、參議木戸孝允等は兩者間に介在して漸進主義を唱へ、各其の見を持して相下らず、時に親王は超然高踏幾んど之に與らざりしも、叡慮を惱まし奉つるを恐懼し刻下の形勢に鑒みて廷臣の不和、廟堂の軋轢の國勢に影響することの重大なるを考慮して屢々上書して聖鑒を仰がれた。

九年五月十八日元老院議長に任せられ、其の間諸案の草創親諭等多々ありしも、就中九月七日國憲草案起創に關する勅語を拜し翌八日各議官に右勅語を傳達し、直に憲法取調局を元老院内に新設せしめられた。蓋し憲法制定の議は久しく朝野に唱せらしに前年立憲の大詔煥發せらるゝや、愈々其の制度の必要を生じ、この事ありしものである。次いで十二月五日該案(日本憲法案)脱稿につき明年を以て委員會

に於て慎重審議すべきを命ぜられしも、西南の變にて中止し、十三年に至りて議長大木喬任より始めて聖上に捧呈するに至つた。

十年一月神武孝明兩天皇陵の親謁に供奉して上洛中、突如として西南の變蜂起の報達するや、初め朝廷は未だ西郷隆盛及び島津久光父子の動靜を詳にせずと雖も暴徒に與する者に非らずとなし、二月十七日親王を勅使として鹿兒島に差遣し、之を諭さしむることゝし、その奉答如何に因りて直に臨機の處分を斷行せむとて、親王將に明日を以て發程せむとせしに、警報達したるにより遂に勅使派遣を止め、十九日征東の大詔を下し、東還の期を延べ蹕を京都に駐めて一切軍事を裁攬あらせらるゝ旨を公布し、親王は左の勅を拜して征討總督に任じ且、陸海軍節度の事を委任せられた。

朕、卿ヲ以テ鹿兒島逆徒征討總督ニ任ジ、陸海一切ノ軍事並將官以下黜陟賞罰、擧テ卿ニ委ス、卿、黽勉從事速ニ平定ノ功ヲ奏セヨ、

因つて親王は二十四日進發し諸軍を督勵し、九月二十四日賊巢城山遂に陥ちたるにより、賊徒平定の旨を電奏し、翌日戰亂戡定の事を告示し、且つ諸軍順次凱旋すべき旨を仰せ出された。是日左の戰勝優賞の勅旨を拜せらる。

使臣將ニ發セントス、忽チ吉報ヲ得タリ、昨日ノ戰、賊巢ヲ勦シ、巨魁ヲ斃シ、事全ク平定ニ歸スト、朕大ニ懷ヲ慰ス、卿ノ力ヲ盡セル知ルヘキナリ、不日凱旋ノ時、其委曲ヲ聞シコトヲ樂ム、千

顧みれば戊辰役に、親王は隆盛を參謀として用ひて東北平定の功を奏し、今次は親ら彼と戰ひて誅せらる。洵に時運の變遷測られずといふべきである。親王は『隆盛果して政府に質問せむと欲せば、盡ぞ獨り來らざる、故なくして兵を弄するは國家の爲め、又隆盛の爲め嘆惜に堪へず』と左右に語られしと。

次いで十月十日東京に凱旋、參内して平定の旨を奏上し、左の優渥なる勅語を拜せられ、同時に陸軍大將に任せられた。元老院議長・議官を兼ねること故の如し。

曩ニ鹿児島逆徒征討ニ方リテ、朕、卿ニ委スルニ總督ノ任ヲ以テス、卿能ク朕カ旨ヲ體シ、久シク閫外ニ在リテ、艱苦ヲ歷、畫策ソノ宣シキヲ得、克ク平定ノ效ヲ奏ス、朕深ク之ヲ嘉ス、

十一月六日聖上凱旋を慶せむが爲に芝濱崎町なる親王第に臨幸し且つ物を賜ふ。親王、熊本城より携歸の賊徒の矢文・同城の瓦等八品を天覽に供せられた。後、親王はこの八品を記念するが爲に細川潤一郎に命じて『西征八品記』撰ばしめられた。後何れも遊就館に下賜せらる。

これより先、親王繼妃董子と鳳凰子飛すでに年所経るも不幸にして未だ熊羆の夢兆あらせられざるにより十年兩度弟宮稠宮サハを繼嗣にせむことを奏請せしも思召にありて勅許なかりしに因り本年又奏請して始めて勅許、八月二十六日稠宮を聖上の御養子となし親王の繼嗣たらしめむが爲に、親王宣下あり名を威仁ダケヒトと賜はる。これ即ち後の元帥海軍大將宮にして其の御偉勳は赫々として明治史上に存して居る。

十三年二月二十八日議長の兼任を解き更に左大臣を兼ねらるこれより先、この御内意の節親王は拜辭の意ありしも遂に優謹を奉承し、爾後皇族として出仕する外、更に職責の重きを加へられ、この入閣は太政官官制改正の一轉機である。六月十五日車駕將に山梨三重兩縣及び京都府に巡幸せむとし、三條太政大臣供奉するに因り、親王に勅して其の間、庶政を攝行せしめられた。

朕巡幸ノ間、親ク政ヲ視ルコトヲ得ス、凡百ノ事、卿ニ委任ス、卿其レ朕カ意ヲ體シテ之ヲ處分セヨ、若シ夫レ重大ノ件ニ至テハ、一ニ之ヲ行在ニ以聞シテ裁ヲ請ヘ、事ノ緊急ニシテ稽緩スヘカラサルモノハ、便宜處決シテ、後其事由ヲ以聞スヘシ

十四年六月三十日聖駕の山形秋田兩縣及び北海道巡幸の折は供奉して又諸所を代覽せらる。十月十一日還幸ありて、其の翌日來る二十三年を期して國會開設の大詔を發せられ、十三日親王は召されて、これに關する親諭を拜せらる。蓋し當時年少英氣の輩は立憲政體・民權自由の説を唱へ、黨を樹て、社を結びて盛に同志を糾合せしかば、天下靡然として之に嚮徃し、國會開設を請願又は痛論する者漸次に多きをなしたるに因り、又廟堂に於ても未だ其の方針定まらず立憲政體に關する意見に關して討議論難を重ね、これに加ふるに其の頃北海道開拓使官有物拂下事件あり、世論沸然として騒擾日に甚しきに至り、こゝに於て拂下事件と國會開設論とは聯關して、動もすれば政府を目して情實の府となし辯難攻撃殆んど底止する所を知らざる狀で、朝野齊しく親王の協賛に信頼するところ甚大であつた。

十五年六月二日露國皇帝即位式に御名代として差遣を仰せ付けられ、次いで十四日重ねて歐洲各國帝室の内情、陸海軍に對する皇帝の待遇、及び統御の實況等を視察すべきの御沙汰を拜せられた。因つて十八日發途海路ネーブルスに上陸し伊太利帝室を訪問し、次いで佛國を經て露國に入りて同國帝室を訪問せらる。即位式は都合に因りて延期となる 次いで奥、和、獨、白、西、葡、英の各國帝室を訪問し、且つ其の國情を視察し、米國に渡りて大統領を訪問し、翌十六年二月二日歸朝し、翌三日參内委曲を復命せられた。其の間、日本數二百數十游蹤すでに坤輿に遍く、各國元首を歴訪して、我が聖上の友情を傳へ、克く國交を深厚せられしに至りてはその功勞尠少でない。

十八年十二月二十二日參謀本部長に任せらる。蓋し内閣官制の改革に因つて更任ありしものである。十九年九月二十八日近衛都督に補せられ、翌二十年十二月二十六日免ぜらる。二十一年五月十四日軍制の改正に因りて參軍に兼任せらる。參軍は新官制に據れば即ち帝國全軍の參謀長たるので爾後軍制の更革進展に盡力せられた。二十二年三月九日軍制の改正に因りて參謀總長に兼任せられた。

二十四年五月十一日大津に於ける露國皇太子ニコラス遭難事件に際しては聖上の行幸に供奉し、事件に關して威仁親王と共に痛心苦慮せられた。十二月三十日神宮祭主に兼任せられた。蓋し皇族中第一の懿親として叢旨特に親王を擧げられしものと拜察せられる。

二十七年三月九日大婚二十五年の慶典を行はせらるゝに因り、その前一日左の御詠を上らる。

詠鶯花契萬春歌

萬代のはるもこもれる花のうへにたかくもにほふうくひすのこそ
この年親王既に六十を超ゆるを以て參謀總長を罷める御志ありて數ば叡慮を伺ひしに、五月十日、來る
二十九年迄は必らず勤務すべき様にと優渥なる御沙汰ありしを以て謹んで優謹を拜せられた。又以て御
信任の深きを拜察すべきである。

この年四五月の交より朝鮮南部に蜂起せる東學黨の亂に因り日清兩國ははしなくも交戦するに至る親
王は參謀總長として諸軍を督勵し、夙夜憂惱御多忙の程云ふまでもなく、九月大本營を廣島に進めらる
るや之れに供奉せられた。この間一二月の交より會々病を得、押して謀議に參與せられしも、後軍醫
等の勸告に従ひて暫く靜養の爲め舞子別邸に轉住せらるゝ事となり、翌年一月二日同邸に赴かせられ
た。然るに病症變じ遂に十五日至り醫藥の效なく薨去せられた。壽六十有一。二十四日東京歸邸の上
初めて發喪せられた。聖上痛く震悼あらせられ、特に大勳位菊花章頸飾、次いで功二級に叙し金鵄勳章
を賜ひ又廢朝宮中喪歌舞音曲停止國葬の事を仰せ出さる。二十八日勅使を邸に遣はされて賜物を奠し且
つ左の誄詞を賜はつた。

卿、懿親ノ躬ヲ以テ、夙ニ維新ノ宏圖ヲ翊ケ、文武ノ資ヲ抱テ、克ク中興ノ鴻業ヲ輔ク、積德威望、
内外重ヲ歸シ、偉勳丕績、古今觀ル希ナリ、洵ニ宗室ノ羽翼、實ニ國家ノ棟梁タリ、今ヤ隣邦饗ヲ

啓き、六師征テ討ス、卿、職、軍機ヲ掌リ、日ニ帷幄ニ參シ、籌畫慤リナク、贊襄功アリ、惜ムラクハ全局ヲ收ムルニ至ラス、中道ニシテ長逝ス、曷ソ痛惜ニ勝ン、茲ニ式部長從二位勳二等侯爵鍋島直大ヲ遣ハシテ賻弔セシム

二十九日豊島岡に於て葬儀を行はせられ、同所宮墓所内に軍國神として鎮め奉つた。

其後五月三日勅祭を御墓前に行はしめ清國との媾和を告げさせられ、又六月十六日大本營員は御墓前に於て同じく奉告祭を行ひ、翌二十九年四月一日聖上には特に御墓前に於て大本營解散の奉告祭を行はしめられた。又以て御追念の極めて深かりし程を拜察せらる。猶、この年三月頃、親王銅像建設の議起り大山巖等主唱の下に檄を飛ばして資金を募り、三十三年より大熊氏廣に原型の製作を命じ、次いで鑄造成り、聖上の御恩召を以て親王に因縁最も深き參謀本部前にこれを建設し、三十六年十月十日を以て除幕式を行ひ、妃董子・威仁親王並に同妃等参列せられた。

親王は右御銅像又は御寫眞にて拜するが如く、秀眉豊頬の間に凜として犯すべからざる御威容を備へ眸子明かにして聰慧の光を湛へられ、何人も流石に國家の大柱石たりと拜し、又親王の皇室に對して終始誠忠を抽でられし事並に聖上の御信任の厚かりしは、如上の諸事にて拜察し得られやう。親王は家學たる歌書兩道を夙に習得して其の蘊奥を究めて、賦詠の妙筆札の美に兼達し、維新以後は泰西の文物の知得に志され、學者又は歸朝者を聘して數ば講説せしめられ、又弟宮に新教育を授けむが爲め育英義塾

に入學せしめ、其の義塾の維持經營に就いては多大の援助を與へられた。

親王、往古朝紳の例に倣うて精細に日記を物し、其の現存するは明治元年二月東征進發の時より二十八年一月薨去數日前に至り其の數、百冊の多さに達し今次の行實編修に際してはこれを主要資料とせることは記す迄もない。猶ほ明治以前とても日記を物せられしも大抵國事奔走の記事に係り、間ま他見を憚かるものもあるに因り、御在世中、かつて丙丁に附せられしと云ふ。

序で乍ら親王、畫を家臣岸昌岱に學ばれ、其の墨蹟の殘存するもの極めて稀なるも、慶應二年祖母妙勝定院宮詔仁親王妃宣子女王の命に依りて揮灑の早雲來迎尊佛の模寫の大幅は筆勢勁健、鋪彩亦鮮麗にして、先年美術協會に出陳せられたるに觀者何れも驚嘆し奉つたと云ふ。親王は往々にして狗を書き、その贊として毎に

繫かねと飼手になるる犬の子は暫しも家を離れさりけりの御歌を書かせられた。

親王、別號を初め泰山と稱し、司馬遷の任安に報ずる書中『死或重於泰山、或輕於鳴毛』に取られしものと見え、幕末國事多端の際に於ける御精神の程を拜察せらる。明治八年霞關新邸今日の離宮に移居後は、乃ち邸地に因みて霞堂と稱せられた。又御染筆の用として御愛用の印は百數十個の多さに達し、源元祥・細川林齋・羽倉可亭・中井敬所・豊田長江・奥山金剛・堀博等の刻に係り、今次御行實上梓に際し『熾仁親印

王譜』一巻を編し若干部を印行せしめられた。

親王は如上文武の官職に就かせられも、其の間、諸種の團體の總裁、會長、名譽會員等として參與誘導して其の發展には多大の援助を與へられた。其の主なるも左に擧げて置く。

華族館々長 斯文學會々長 龍池會總裁(後、日本美術協會) 露國聖彼得堡府大學名譽員
大日本教育會總裁 興風會々長 水交社名譽社員 日本赤十社總裁 伊學協會總裁 日本
赤十字社名譽社員 神苑會總裁 浪華津會名譽會員 大日本帝國水難救濟會名譽會員 平安
遷都記念協賛會總裁

如上の記述は、各編修の分擔執筆せし處の抜粹なるも、親王の御事歴の一班を拜察し且つ其の勳徳を欽仰する資となれば、筆者の幸とするところである。(昭和四年十月二十日謹記)

武田勝藏

御願

筆者等は

高松宮の御命に依りて、引續き有栖川宮始祖好仁親王より戯仁親王に至る歴世並に妃王子女の御行實もを編修すること相成りたるに付き、右に開する資料御所藏又は御承知の諸賢は何卒御示教に預り度い。(宛は宮内省圖書寮内 武田勝藏)